

秦野市行政不服審査法施行条例を制定することについて

秦野市行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷義幸

提案理由

行政不服審査法の全部が改正されたことにより、市長の附属機関として設置する「秦野市行政不服審査会」の組織及び運営、審理手続を行う審理員となるべき者の職として設置する「法務専門調査員」の任期及び身分、同審査会の委員及び同調査員への守秘義務規定及びその違反に対する罰則規定等について定めるため、制定するものであります。



秦野市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき法によりその権限に属することとされた事務を処理させるために設置する秦野市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 審査会は、3名の委員により組織する。

- 2 委員は、法律、行政又は本市が執行する事務について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員2名の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査手続の非公開原則)

第5条 審査会が行う審査の手続は、非公開とする。ただし、審査請求人及び法第13条第4項に規定する参加人が口頭で行う意見陳述については、その陳述人が希望し、かつ、審査会が適当と認めるときは、その手続を公開することができる。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名するものとする。

(委員の秘密の保持)

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、文書法制主管課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(法務専門調査員の設置)

第10条 市長は、その遂行に法律に関する高度の専門的な知識経験が特に必要となる事務であって、次に掲げるものを行わせるため必要があると認めるときは、法務専門調査員を設置することができる。

(1) 法第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）

(2) 条例の制定改廃、契約書等の作成及び締結、事故対応等における法令解釈に関する事務

2 法務専門調査員は、前項各号に掲げる事務を遂行するために必要な知識、技術及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 法務専門調査員の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。

(法務専門調査員の身分)

第11条 法務専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(法務専門調査員の秘密の保持)

第12条 法務専門調査員は、第10条第1項の規定によるその事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(弁明書への添付書面)

第13条 法第4条第1号に規定する処分庁は、次に掲げる書面を保有するときは、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）第24条

第1項の調書及び同条第3項の報告書

- (2) 秦野市行政手続に関する条例第27条第1項に規定する弁明書  
(交付の求め)

第14条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第16条に規定する送付による交付を求める場合は、その旨  
(交付の方法)

第15条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付については、その対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付については、その事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
- (3) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法  
(送付による交付)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は法第13条第4項に規定する参加人は、次条第1項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。  
(手数料の額等)

第17条 法第38条第1項（他の法律の規定により準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、別表に掲げる額とする。

2 手数料は、交付の際に徴収するものとする。

(手数料の減免及び不還付)

第18条 前条に定めるもののほか、手数料の減免及び不還付については、秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の定めるところによる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、法及び条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第7条又は第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第73号を第75号とし、第72号の次に次の2号を加える。

(73) 秦野市行政不服審査会の委員

(74) 法務専門調査員

第2条第1項中「前条第1号から第72号まで」を「前条第1号から第74号まで」に改め、同条第2項中「前条第73号」を「前条第75号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市行政不服審査会の委員	日額	13,000円
法務専門調査員	年額	300,000円

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第72号まで」を「条例第1条第1号から第74号まで」に、「条例第1条第73号」を「条例第1条第

75号」に改める。

(秦野市実費弁償に関する条例の一部改正)

3 秦野市実費弁償に関する条例（昭和39年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第74条の規定により審理員又は秦野市行政不服審査会が適当と認める者として出席した者（参考人その他の者をいう。）

別表（第17条関係）

区 分		手数料の額
第15条第1号若しくは第2号又は行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第11条第1号若しくは第2号の方法	A3判以下の大きさのもの	1面につき、白黒10円、カラー50円（A3判を超える大きさのものについては、A3判に換算して算出した額）
第15条第3号又は行政不服審査法施行令第11条第3号の方法	A3判以下の大きさのもの	第15条第1号若しくは第2号又は行政不服審査法施行令第11条第1号若しくは第2号の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき、白黒10円、カラー50円